

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	6	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」）を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置が認められている。 ・ 特例措置の内容 投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再エネ設備について、令和8年3月末までとなっている取得期限を5年間延長し、税制優遇の適用期間（取得した再エネ設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内）を現行より長期化すること。 また、インフラファンドが匿名組合出資を通じて再エネ設備に投資する場合に、再エネ設備の運用方法を賃貸要件に限定しないこと。		
関係条文	租税特別措置法 67 条の 15		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。 (2) 施策の必要性 本件税制優遇措置の導入以降、5銘柄（時価総額約963億円、令和7年7月現在）のインフラファンドが上場。各ファンドの資産規模合計は約3,112億円であり、直近5年間で再エネ設備の資産が約1,466億円増加（同月現在）。 一方、再エネ設備の取得期限（時限措置）が3年間となっていることが導管性の適用継続を前提としたファンドの新規上場の障壁となっていることに加え、導管性の適用期限が20年間とされているため、長期安定的な運用を見据えた設備取得・追加投資が困難である。また、匿名組合出資（組合員は業務決定・執行ができない）を通じて再エネ設備に投資する場合にも賃貸要件が課されており、共同出資案件に参加しづらいとの指摘がある。 このため、インフラファンド市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応しつつ、民間投資を積極的に後押しする観点から、本税制措置が効果的に機能するよう、見直し及び延長が必要。 （注）これまで、平成26年度（創設）、平成28年度（拡充）及び平成29年度・令和2年度・令和5年度（延長）に税制改正。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンド市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応しつつ、同市場への民間投資を引き続き積極的に後押しし、金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	５年間の延長を要望する。
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標に同じ）
		政策目標の達成状況	本件税制優遇措置の導入以降、５銘柄（時価総額約 963 億円）のインフラファンドが上場。令和 7 年 7 月現在、各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、５年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加。
	有効性	要望の措置の適用見込み	足下において、現在上場している 5 銘柄に引き続き、上場に向けて検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限や導管性の適用期間の延長、適用要件の緩和により、これらの案件を含め、再エネ資産へのさらなる投資が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長（10 年→20 年）されたことを受け、平成 28 年 6 月に第 1 号案件が上場されたほか、平成 29 年度税制改正、令和 2 年度税制改正及び令和 5 年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ 3 年間延長された。こうしたことを受け、令和 7 年 7 月現在、各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、５年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加しており、措置の有効性が認められる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	上場インフラファンド市場を通じて、足下の再エネ設備への投資ニーズに対応しつつ、民間投資を積極的に後押しすることが重要であり、ファンドが導管的な器（ビークル）であることに適合した課税上の取扱いを措置することは妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績		令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
		上場インフラファンド数 (累計)※	6	7	7	6	5	5	
		ファンドの合計資産額(億円)	1,646	2,514	3,193	3,234	3,076	3,112	
	※毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計								
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—							
	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	平成28年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長(10年→20年)されたことを受け、平成28年6月に第1号案件が上場されたほか、平成29年度税制改正、令和2年度税制改正及び令和5年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ3年間延長された。こうしたことを受け、令和7年7月現在、各ファンドの資産規模合計は約3,112億円であり、5年間で再エネ設備の資産が約1,466億円増加しており、措置の有効性が認められる。							
	前回要望時の達成目標	再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンド市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応しつつ、同市場への民間投資を引き続き積極的に後押しし、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。							
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	上記の通り、これまでに7銘柄が上場され、令和7年7月現在、各ファンドの資産規模合計は約3,112億円であり、5年間で再エネ設備の資産が約1,466億円増加した。足下では引き続き上場に向けて具体的な検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件を含め、再エネ資産へのさらなる投資が見込まれる。							
これまでの要望経緯		平成26年度税制改正要望にて、本件税制優遇措置の創設を要望。 平成28年度税制改正要望にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長(10年→20年)を要望。 平成29年度税制改正要望にて、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和2年3月末までの延長を要望。 令和2年度税制改正要望にて、令和2年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和5年3月末までの延長を要望。 令和5年度税制改正要望にて、令和5年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和8年3月末までの延長を要望。							